

2020/4/13（第1版）

2020/6/1（改正）

2020/9/4（改正）

2020/10/1（改正）

2021/8/19（改正）

2021/10/1（改正）

2021/11/1（改正）

建設産業会館における新型コロナウイルス感染症への対応について

建設産業会館における新型コロナウイルス感染症のクラスター感染発生リスクを回避するため、原則として下記の対応をとることとする。

なお、2021年10月31日から警戒度レベルが県版ステージ1「感染観察」に引き下げられたため対応を緩和したが、今後の状況によって再び対応が強化されることもあることを承知されて引き続き慎重な取り扱いを求めます。

記

1. 会館内就業者に感染者が発生した場合

- ① 感染者の発生が判明した場合は、直ちに当該事業所は保健所に連絡を取り、感染者の療養等の取扱いや保健所による積極的疫学調査について指示を受ける。
- ② 感染者が発生した事業所は閉鎖し、当該事業所及び共用部分の消毒※を行う。
- ③ 感染者が発生した事業所が存在する同フロアの他事業所は、感染者が発生した事業所の消毒が完了するまで一時閉鎖とする。
- ④ 事業所間を越えて同時に2名以上の感染者が発生した場合は原則として全館一時閉鎖とし、全館を消毒※する。

※ 消毒は環境整備㈱に委託することとし、費用については応分の負担を求める。

- ⑤ 感染者が発生した事業所の封鎖解除は保健所の指導に従う。

- ⑥ 感染者の職場復帰は保健所または主治医の指示に従う。

2. 会館内就業者に感染者との濃厚接触者が発生した場合

① 「濃厚接触者」とは、感染者の感染可能期間に接触した者のうち次の範囲に該当する者とする。

(ア) 感染者と同居あるいは長時間の接触（社内、航空機内等を含む）があった者。

(イ) 適切な感染防護無しに感染者を診察、看護若しくは介護していた者

(ウ) 感染者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

(エ) その他：感染者の発症2日前から手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

②濃厚接触者が発生した事業所は一時閉鎖し、濃厚接触者の行動範囲の消毒※を行う。

③濃厚接触者は在宅勤務とし、職場復帰の目安は感染者との最終接触日から2週間経過後、発熱等風邪症状が見られない場合または、PCR検査の結果などをもとに保健所または主治医から出勤可能との判断を得た場合とする。

3. 会館内就業者に発熱等の症状がある場合

① 37.5℃以上の発熱、強いだるさや息苦しさ、咳、喉の痛み、味覚異常などの症状が発現した場合は出勤を控え、かかりつけ医等身近な医療機関に病状を伝えて相談し、かかりつけ医等身近な医療機関に連絡できない場合は「受診、ワクチン相談センター（0570-052-092）」に連絡し、その指示に従い診療・検査医療機関で受診し診断を得ること。

②①により新型コロナウイルス感染を告げられた場合は、医療機関、保健所の指示に従い入院または療養するとともに、遅滞なく勤務事業所に連絡する。

③医療機関の診断や検査で新型コロナウイルス感染症について陰性であるとの診断結果を得た場合でも、薬剤を服用していない状態で症状が消失するまで

は出勤を控えることとする。

4 会館内における研修など集会の取扱い

- ① 開催をする場合にあっては、感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）を実施し、大声での歓声・声援等が無いことを前提に屋内においては収容人員の100%以内の参加で、屋外においては5000人以下の参加で行うこと。
- ② 集会の取扱いについて「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等を参考にすること。
- ③ 上記により開催した場合、開催者は、集会等終了後、消毒液等により、会場のドアノブ、机、椅子、スイッチ、手すり等（トイレ等共用部分を含む）の拭き掃除を行うこと。

5 職場内及び職員の対応

- ① 職員は毎日検温するなど健康確認を行うこと
- ② 会館出入時など、こまめに手洗い、アルコール消毒等に努めること。
- ③ マスクを着用するとともに、咳エチケットを徹底すること。
- ④ 密閉空間・密集場所・密接場所など感染リスクの高いとされる場所へ行かないこと。